臨時議会

平成二十二年第二回臨時議会は、八月三日招集されました。
案件の大要は次のとおりです。

予算案件

◆**専決処分承認**

・**平成二十二年度吉野町一般会計補正予算（第二号）**　（承認）

歳入歳出、それぞれ七百九十万円を追加し、歳入歳出予算総額は四十六億八千四百五十四万円となりました。

主なものは、町道での自転車事故に伴う賠償金、町道改良工事費の増額補正です。

◆**平成二十二年度吉野町一般会計補正予算（案）第三号について**　（可決）

既定の予算総額に、歳入歳出それぞれ一千六百五十五万円を追加し、総額四十七億百九万円となりました。

主に街灯や道路照明等の修繕料、町道維持補修事業、公共土木施設災害復旧事業、農林水産施設災害復旧事業等に充当します。

契約案件

◆**公共投資臨時交付金柳地区簡易水道施設改良工事（3工区）請負契約の締結について**　（可決）

・契約方法　指名競争入札
・契約金額　五〇、九二五、〇〇〇円
・契約の相手方　株式会社　上田工務店（宮滝）

◆**公共投資臨時交付金柳地区簡易水道施設改良工事（4工区）請負契約の締結について**　（可決）

・契約方法　指名競争入札
・契約金額　六三、八四〇、〇〇〇円
・契約の相手方　株式会社　山村組（丹治）

その他の案件

◆**専決処分報告**　（受理）

・**林道での道路陥没による車両物損事故に係る損害賠償額を定め和解することについて**

町議会常任委員会町内視察

7月14日、吉野町議会産業建設委員会が町内の道路、施設等の整備状況の一部を視察しました。

午前10時、役場委員会室で視察先の概要説明を受けたあと、各現場の視察を行いました。

この日、視察を行ったのは、現在工事をすすめている現場や旧青年の家など、あわせて3箇所です。

各現場では、辻本産業建設委員長をはじめ、各委員が担当者から説明を受けました。

吉野山では、県道桜井明日香吉野線改良工事の現場を視察しました。

吉野土木事務所管轄のこの工事は、世界遺産にも登録された吉野山周辺道路が地形的条件から十分に整備されておらず、観光集客の障害になることが懸念されるため、この整備により観光支援を図ることなどを目的としています。

橋屋では、旧青年の家を視察しました。

吉野山地内道路改良工事現場

国栖地内治山施設災害復旧現場

平成16年に閉鎖された同施設は、奈良県と吉野町との共同で地域振興を視野に入れた、有効な活用について協議をしているところです。

国栖では、治山施設災害復旧事業を視察しました。

この工事は、平成21年10月の台風18号で被災した現場を、県南部農林振興事務所が主体となり施行したもので、今年7月に完成しました。

豊かな暮らしを実現する為に進められている基盤整備。町内各現場の視察を終えた各委員は、吉野見附三茶屋でこの日の総括を行いました。

土地取引には届出が必要です

国土利用計画法は、適正かつ合理的な土地利用の確保を図るため土地取引の届出制度を設けています。

土地取引に係る契約（予約を含む。）をしたときは、権利取得者（例えば、買主）は、2週間以内に土地売買等の届出をしなければなりません。

◆届出が必要な土地の面積

- 市街化区域　2,000㎡　以上
- 市街化調整区域　5,000㎡　以上
- 都市計画区域外　10,000㎡　以上

◆届出先

届出書に必要事項を記入し、添付書類（契約書の写し、地図など）とともに、土地の所在する市町村役場に届け出てください。

◆審査内容

土地の利用目的が、土地利用の計画に適合しない場合には、利用目的の変更を勧告し、是正を求めることがあります。

◆罰　則

届出をしなかったり、虚偽の届出をすると6カ月以下の懲役、または、100万円以下の罰金に処せられることがあります。

◆お問い合わせ先

奈良県地域振興部資源調整課
TEL0742(27)8487
奈良県ホームページ
http://www.pref.nara.jp/